

## 第9回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月22日(金) 午前9時30分開議

2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室

3. 出席委員(10人)

1番	巻坂 藤博	2番	後藤恵美子	3番	齋藤 祐一
4番	渡部由美子	5番	長岡 賢市	6番	渡部 晃子
7番	手塚 康博	8番	遠藤 智行	9番	二瓶 幸浩
10番	安部 数幸				

4. 欠席委員

5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀局長 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第19号 農地改良の受理の報告について

日程第 4 報告第20号 農地転用制限の例外の届出について

日程第 5 報告第21号 農地法第18条の規定による報告について

日程第 6 報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 報告第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
取り下げについて

日程第 8 議案第31号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について

日程第 9 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第10 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

日程第11 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について

議 長

春彼岸も明日 1 日で終わりということですが、今年は簡単に春にしてくれない季節でありまして、中津川も町道、県道ともに除雪車が出ました。昨日から降り続いて、20 cm くらいの積雪になっており、長靴にしようか、迷いながら出てきたわけですが、早めに花が咲き始めたんですが、全部、雪の下になってしまい、霜がかかった状態で、変な天気の前触れでないといいと思ったところでした。

3 月 10 日に南陽市で行われました農業委員、推進委員の皆様の懇談会に参加して頂いた方、大変ありがとうございました。テーブル毎に同じ地区の委員が重複しないように、事務局に手配して頂いたので、今まで会ったことのない委員の人だったので、最初の話かけるのが大変だったと思いますが、これからの会合、県大会等があった時に、あの人だとわかるようなことが出来たことが、1 番の事務局の喜びだと話をしてきました。今までは前段での席がなく、県大会とか行っても、その場限りで帰るような会議だったので、全体的に交流を深めていきたいと実現できたことが、大きな成果で良かったと思います。

今日は年度末ということもありまして、役場の方から人事案件も方も入ってきております。全協の最後に、皆さんと協議したいと思いますので、最後までよろしく願いします。

それでは、ただいまより第 9 回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」運営内規第 8 条の規定により、〇〇〇、〇〇〇を指名致します。日程第 2 「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日 1 日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日 1 日限りといたします。それでは日程第 3 報告第 19 号「農地改良の受理の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地改良等届出がありましたので報告いたします。

1 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2322 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4, 017 m <sup>2</sup>	
2 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3353-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 8, 134. 19 m <sup>2</sup>	

1 番ですが、申請地は飯豊町役場から北の中地区にある農地でございます。詳細な場所については、案内図をご覧ください。農地改良等を必要とする理由は、農地を嵩上げて、農機具入りやすくし、耕作がしやすいようにするための改良であります。工事時間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までとなっております。施工は〇〇〇です。工事の概要につきましては、3mほど盛り土をし、表土部分は原状土を再利用する計画となっております。埋め立て計画図・断面図を添付しておりますのでご覧ください。工事完了後は 令和 7 年 4 月に水稻を作付けする計画であります。土地改良区域内のため、野川土地改良区より同意を得ております。添付しておりますので、ご覧ください。施工にあたっては記載事項に十分留意するよう誓約書も併せて提出されております。2 月 26 日、地元農業委員である〇〇〇と現地確認を行いましたので、ご報告致します。

2 番ですが、申請地は飯豊町役場から東の位置にある町民総合センター近くの農地でございます。詳細な場所については、位置図をご覧ください。農地改良等を必要とする理由は、田の区画が小さいため、大きくし、機械作業の効率化を図るための改良でございます。工事時間は令和 6 年 3 月 13 日から令和 6 年 6 月 10 日まで行います。施工は〇〇〇です。工事の概要は、中樁 2 か所 3353-1 は全面積を 2 枚に、3356-1 は 5107 m<sup>2</sup>を 2 枚の田に区画整理します。京ノ田については、ハウス設置場所の南側の田に盛り土し、左右の高さを同じにするものです。埋め立てに使用する土は現地で移動し使用します。計画図・断面図を添付しておりますのでご覧ください。工事完了後、令和 6 年 6 月に水稻を作付けする計画であります。

土地改良区域内のため、白川土地改良区より同意を得ております。添付しておりますので、ご覧ください。その他、施工にあたっては記載事項に十分留意するよう誓約書も併せて提出されております。3 月 12 日、農業委員である〇〇〇と現地確認を行いました。以上報告といたします。

議 長

報告ですのでご了承ください。それでは日程第 4 報告第 2 0 号「農地転用制限の例外の届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地転用制限の例外の届出について報告致します。

1 番	申 請 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	樁字下樁 3083-1	
	地目地積	田 1 筆で 20 m <sup>2</sup>	

飯豊町役場から東北へ約 4 km の位置にある農地です。詳細な場所については、位置図、配置図を添付しておりますのでご覧ください。地目は田、面積 1,105 m<sup>2</sup>の内 20 m<sup>2</sup>をぬか小屋設置のために転用いたします。転用の時期ですが、確認後より着手しまして、3 月 31 日に完成する計画であります。3 月 1 日、地元農業委員である〇〇〇と現地確認を行いました。200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設の用に供する自己転用の場合は農地法の許可は不要でありますので、報告といたします。

議長

報告ですのでご了承ください。それでは日程第5報告第21号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小屋字下拾二ノ木 109-1 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 14 筆で 22,161 m <sup>2</sup>	
2番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2838-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 19,010 m <sup>2</sup>	
3番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字才之神 1834	
	地目地積	田 1 筆で 1,189 m <sup>2</sup>	

以上、3件、ご報告いたします。

議長

報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第6報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字西高峰 1058-10	
	地目地積	田 1 筆で 35 m <sup>2</sup>	
2番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字深淵三 2199-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 1 筆で 2,353 m <sup>2</sup>	

1番は、相続によるもので、取得日は令和3年8月1日、あっせんの希望はありません。2番は、相続によるもので、取得日は令和5年7月20日、あっせんの希望はありません。以上、2件、報告致します。

議長

報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第6報告第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する取り下げについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する取り下げについてを、ご報告致します。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字寺ノ下 986-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 1 筆で 518 m <sup>2</sup>	

先月、許可を頂きましたが、本人の方から申し出を頂きまして、計画の大幅な変更があり、まだ時期の目途が立たない、取下げの申し出がありました。以上、ご報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 8 議案第 3 1 号「利用状況調査に伴う農地・非農地判断について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、利用意向調査に伴う農地・非農地について説明させていただきます。

1 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字大高峰一 1095	
	地目地籍	田 1 筆で 1,249 m <sup>2</sup>	

これまでも、農地、非農地の判断について、説明して頂きましたが、1 筆だけ回答がようやく届きましたので、説明致します。高峰そばの裏側にあり、だいぶ木などが生えていまして、原野として登記したいと思っておりますので、許可頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。質問、意見等ありましたらお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 ここは、事務局からの報告の通りですが、12 月 25 日の総会でこの近くの田は全部原野に地目変更になっております。そこで、この 1 筆だけ遅れたということで、もう手が付けられない状態ですので、原野でいいと思っております。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。格別ないようでしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第 9 議案第 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。新規の使用貸借が1件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小屋字下拾貳ノ木 109-1 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 14 筆で 22,161 m <sup>2</sup>	

以上1件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。私の地区の案件ですので、ご報告致します。1番の案件ですが、親子間の使用貸借になります。以前、〇〇〇に貸し付けをしてましたが、今回、中津川に一般社団法人が出来まして、面的な集積を〇〇〇から返還されたので、息子さんの〇〇〇が自分で耕作する形になりました。〇〇〇が借りていたんですが、実際は〇〇〇が耕作していたので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員

全員挙手

議長

全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第10議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字元の下 2646 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 9,352 m <sup>2</sup>	

転用事由については砂利採取での一時転用です。工事着手は、許可後で、令和7年4月30日に農地に復元する予定でございます。位置図、案内図が添付しておりますので、ご確認ください。今回砂利採取をする土地については、役場前の町道樁中線を長井市方面に進んだ、飯豊町と長井市の境界部分で〇〇〇を過ぎ、西側に先の農地になります。図面の中心部に太枠で囲まれている農地3筆が砂利採取地になります。土地利用計画図、断面図等を載せておりますのでご確認ください。補足説明を行います。事業費は〇〇〇円となっております。資金計画につきましては全額自己資金の予定です。取水・排水計画については、取水はいたしません。排水方法は汚水・生活雑排

水は該当なし、雨水は地下浸透でございます。土地改良地区内でございますが、既に協議が済んでおり、問題ないとの意見書をいただいておりますので、ご覧ください。被害防除計画について説明いたします。盛土造成は行いませんので、法面も発生しません。近傍農地の日照の影響や農業用排水施設等に及ぼす影響もございません。今回の砂利採取事業について、砂利採取対策協議会を開催し、地元中西部落長はじめ中地区の代表者、関係機関や町の関係部署等で協議し、3月13日付で県知事へ意見書を提出しました。町としては、意見書に記載の事項を遵守していただければ事業そのものについては問題ないとの内容で意見しております。以上の内容については、3月11日に地元農業委員の〇〇〇と現地確認を行っております。〇〇〇には地元農業委員として砂利採取対策協議会にも出席していただき、十分に協議していただいております。農地転用の基準であります。申請地は農用地区域内の農地であり、原則許可できないとされておりますが、砂利の採取を目的とする一時転用については、一定の措置が講じられていることを条件に許可できるとされております。本事業については、農地の復元について〇〇〇と共同責任を負っており、連帯保証書を提出していただいております。また、農繁期に事業に着手となるため、農業振興計画に影響が出ないよう努めるほか、事業期間中や農地復元についてもその後の営農に支障が出ないよう計画書や意見書の内容、事業期間を遵守して完全履行するとの誓約書を提出していただきました。今申し上げた内容は許可要件を満たすものであります。以上、1件についてよろしくご審議のうえ許可くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。〇〇〇

〇〇〇 事務局から説明があったとおり、砂利を採取するために、農地を一旦、会社の方に貸し出すようです。こちらとしましては、現状を復帰して頂くこと、近隣住民に影響を与えないような提案書を提出しておりました。なお、皆さんでご質疑頂きたいと思っております。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第11議案第34号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、説明

致します。新規の利用権が 8 件、利用権の再設定が 7 件、合計 15 件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2845-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 14,691 m <sup>2</sup>	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2580-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,852 m <sup>2</sup>	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2838-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 19,010 m <sup>2</sup>	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字長者原 3614 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 16,371 m <sup>2</sup>	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高橋 3213 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 8,477 m <sup>2</sup>	
6	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字下川原 2855-2	
	地目地積	田 1 筆で 434 m <sup>2</sup>	
7	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原南 3135	
	地目地積	田 1 筆で 6,144 m <sup>2</sup>	
8	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2888-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,599 m <sup>2</sup>	
9	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字桐町 4469 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 20,933 m <sup>2</sup>	
10	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇



	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字八神沢内一 2333 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,944 m <sup>2</sup>	
11	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字北三本柳 952-4	
	地目地積	畑 1 筆で 1,151 m <sup>2</sup>	
12	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字坪沼 2300 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 11,130 m <sup>2</sup>	
13	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2534-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,646 m <sup>2</sup>	
14	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字才頭先二 4118-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 3,769 m <sup>2</sup>	
15	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字中ノ目 3987 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 4,255 m <sup>2</sup>	

以上、15件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します

議長

事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。〇〇〇

〇〇〇

1番の案件ですが、〇〇〇が体調不良で、今年から田んぼを辞めるということで、〇〇〇に借りて頂くということでした。賃借料も双方合意の元で、何ら問題ないと思います。2番の案件ですが、1番の案件と同じで〇〇〇が辞めるので、〇〇〇に借りて頂くということでした。賃借料も双方合意の元で何ら問題ないと思います。3番の案件ですが、元々、〇〇〇から〇〇〇が借りて作っていたんですが、これを返させて、今度〇〇〇に作って頂くということでした。こちらも、賃借料も双方合意の元で何ら問題ないと思います。5番の案件ですが、〇〇〇と〇〇〇ですが、新規となっておりますが、個人間で貸し借りがあったようで、今回、委員会を通しての貸し借りということでした。

こちらも賃借料も双方合意の元で何ら問題ないと思います。8番の案件ですが、再設定で、今まで通りなので、何ら問題ないと思います。12番の案件ですが、新規となりなっておりますが、今までも耕作しており双方合意の元で何ら問題ないと思います。13番の案件ですが、ゆくゆくは田んぼを売りたいので、3年間の計画になっております。以上、7件、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 4番の案件ですが、〇〇〇は、作業委託ということで、〇〇〇に作って頂いていたんですが、経営的にも借りて作って頂きたいとありました。〇〇〇は〇〇〇に聞き取りをしていただいて、双方合意の元で確約を頂いております。3年の契約で、水利費が所有者持ちとありまして、なんら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。14番の案件ですが、再設定でありまして、両者に聞き取りをしまして、何ら問題ないとありました。しかし、1筆賃借料が0円とありますが、この田が条件が悪く、機械が入れないということで、転作で管理しているので、0円だそうです。よろしくご審議お願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 7番の案件ですが、再設定でありまして、今までもちゃんと耕作しておりましたし、これからも継続して耕作していくと思いますので、大丈夫だと思われま。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 9番の案件ですが、再設定で、双方合意の元で、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議お願い申し上げます。10番、11番の案件ですが、以前から〇〇〇が耕作しており、双方合意の元ですので、よろしくご審議お願い申し上げます。15番の案件ですが、再設定でありまして、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇は小白川地区の方ですので、〇〇〇に確認して頂きました。土地改良が関係のない土地で、〇〇〇円ですので、何ら問題ないと思います。

議 長 事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたよろしくお願ひします。〇〇〇

〇〇〇 10番、11番、12番の案件ですが、双方合意の元とありますが、そのような金額になったのでしょうか。

〇〇〇 以前より〇〇〇が耕作しており、近隣での友人知人という関係で、双方合意の元で、この金額になったとお聞きしております。土地改良費は地主持ちになっているようです。

議 長 それでは質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたよろしく  
お願いします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって、承認することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終  
了いたしました。第9回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。  
( 午前10時33分閉会宣した。)  
以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年3月22日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 (8 番) \_\_\_\_\_

署名委員 (9 番) \_\_\_\_\_